

総務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、告示第 号
国土交通省

科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十三号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示

中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年農林水産省、
総務省、厚生労働省、
国土交通省、
国土交通省、
告示第二号）の一部を次

のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第1～第5 「略」 「削る」	第1～第5 「略」 第6 新技術を利用した事業活動の支援 1 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び個人に対して支出の機会を増大を図るべきもの の内容に関する事項 各省各庁の長及び特定独立行政法人等の主務

大臣（以下「各省各庁の長等」という。）は、技術開発力のある中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下単に「個人」という。）に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るとともに、中小企業者とその研究開発の成果を利して行う事業活動を支援することを通じて、中小企業者による新たな事業活動を促進することとする（以下、本制度を「中小企業技術革新制度」という。）。

中小企業技術革新制度の実施に当たり、経済産業大臣及び各省各庁の長等は、次に掲げる諸点に照らして、国及び特定独立行政法人等（以下「国等」という。）が交付する新技術に関する

る研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（新技術補助金等）の中から、特定補助金等を指定することとする。

一 中小企業者及び個人に交付することができ、当該中小企業者及び個人がその成果を利用した事業活動を行うことができるものであること。

二 中小企業者及び個人その他企業等に競争的に応募させ、その中から優れているものとして採択された企業等に交付するものであること。

なお、中小企業者及び個人に行わせるべき経

経済的ニーズや社会的ニーズに適合した技術開発の分野に応じた技術開発課題の提示を行うとともに、中小企業者及び個人の技術開発からその成果を利用した事業化までを一貫して支援するという中小企業技術革新制度の趣旨から、実現可能性調査、研究開発、事業化支援の各段階に応じた支援に努めるものとする。

2|| 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

各省各庁の長等は、特定補助金等の積極的な指定及びその中小企業者及び個人への支出の機会の増大等に向けて、連携して取り組むことと

し、本制度を効率的かつ円滑に推進するため、次に掲げる諸点について十分に配慮することとする。

一 中小企業技術革新制度を連携して実施していくための推進体制を整備すること。

二 特定独立行政法人等に対し、特定補助金等の事業年度を超える交付等の特定補助金等の執行の弾力化に努める等、中小企業技術革新制度を効率的かつ円滑に推進するよう指導すること。

三 中小企業者及び個人の中小企業技術革新制度への積極的な参加を促すため、セミナー、パンフレット、インターネット等を通じて、

中小企業技術革新制度その他関連支援施策の中小企業者及び個人に対する周知徹底に努めるとともに、申請手続の簡素化や共通化、公募に係る十分な準備期間の確保等に努めること。

四 中小企業者及び個人に対し、国等の研究機関（試験研究機関、大学等）の保有する研究開発成果の開示等を通じ、中小企業者及び個人が中小企業技術革新制度を活用するの役に立つ情報の提供に努めること。

五 中小企業技術革新制度に応募する中小企業者及び個人を審査するに当たっては、技術の新規性、事業化の可能性につき知見を有する

人材を審査員に加える等の配慮をするとともに、その審査結果の理由を説明するよう努めること。

六 中小企業者及び個人が特定補助金等を活用して行った研究開発の成果について、事業活動における効果的な利用を促進するため、国等の委託による研究開発成果たる知的財産権の受託者への帰属の促進等に努めること。

七 中小企業技術革新制度を活用する中小企業者及び個人の研究開発課題及び当該研究開発成果等につき、当該中小企業者及び個人に対する支援に關与する諸機関（中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、株

株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ベンチャー・キャピタル、金融機関等）に対し、連絡等に努めること

八 中小企業者及び個人が特定補助金等を活用して行った研究開発の成果について、その情報の開示等を通じて市場への普及の機会を増大に努めること。

九 国等から補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けた公益法人が、中小企業者及び個人に対して支出する新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金

第6
「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

第7
「略」

についても、中小企業者の新技術を利用した事業活動の促進に寄与することから、特定補助金等に類するものと位置付け、中小企業技術革新制度の趣旨に十分に配慮した取組を行うこと。

附 則

この告示は、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。